

10月4日は都市景観の日

建物を建てるときや外壁の塗り替え等は 景観計画の届出が必要

10月4日は「都市景観の日」です。「江東区都市景観条例」により、建築物を建てるなどには、建築確認等の手続き前に、景観についての計画を届け出る必要があります。

「建築物・大規模建築物等の届出が必要基準」

下表のとおり

※「大規模建築物等」について

介護スタッフ養成研修

高齢者生活援助サービスの 従事資格を3日間で取得

介護予防・日常生活支援総合事業における、基準を緩和した区独自の介護サービスを充実させるため、介護スタッフを養成し、人材確保を図る研修を実施します。研修を修了した方は、区内で生活援助（掃除・調理等）のサービスに従事する資格を取得でき、これらのサービスを提供する事業所で働くことができます。

最終日には、介護事業所によるしごと相談会を実施する予定です。

時 間 下表のとおり（各コース全3回）

人 介護スタッフとして働く意欲があり3日間出席できる方各コース30人（申込順）※A・Bコースどちらかを選び、申込時にお伝えください 費 無料

申 10月31日（月）

申 10月6日（木）から申込フォームまたは電話で（公財）介護労働安定センター東京支部（平日午前9時～午後5時）

☎（5901）3061
FAX（3647）9247

	日時	場所	研修内容
Aコース	11/8(火) 10:00～15:00	江東区文化センター 3階第1・2研修室 (東陽4-11-3)	○介護保険制度および総合事業 ○高齢者の特徴 ○職業倫理、接遇・マナー ○個人情報保護および守秘義務 ○高齢者とのコミュニケーション ○生活援助(家事援助)の方法 ○緊急時の対応方法 ○最終日には、しごと相談会を実施予定
	11/10(木) 10:00～15:00		
	11/11(金) 10:00～16:00		
Bコース	11/16(水) 10:00～15:00	豊洲文化センター 第2研修室 (豊洲2-2-18豊洲シビックセンター8階)	
	11/17(木) 10:00～15:00		
	11/18(金) 10:00～16:00		
	11/18(金) 10:00～16:00		

※研修終了1～2か月後をめどに、就労状況に関する調査（郵送）を実施予定です。ご協力をお願いします。

は、届出の前に、江東区都市景観専門委員会の審議があります。建築等を予定している方は、建築確認等の手続きの前に、早めに相談をお願いします。

マンションの外壁の塗り替え 工事も届出が必要

工事前と同じ色に塗り替える場合でも「景観計画の色彩基準」に基づき審査するため、景観計画の届出が必要です。

詳細は区ホームページまたは都市計画課（区役所5階21番）にある資料をご覧ください。

こどもショートステイ事業

協力家庭員募集

地域で子育てを支え合おう

保護者の病気、出張、出産、育児疲れ等でこどもの養育が一時的にできない場合に、宿泊を伴ってこどもをお預かりする協力家庭員を募集します。地域の皆さんとともに子育て世帯をサポートする、こどもショートステイ事業へのご協力をお願いします。

「応募要件」左表のとおり

申 こども家庭支援課養育支援係（区役所3階15番）に電話または窓口で

☎（3647）4408
FAX（3647）9196

実施場所	協力家庭員の自宅
対象児童	1歳～中学3年生
定員	1世帯あたり原則1人（ただし兄弟姉妹を同時に預かる場合などは最大4人まで）
利用日数	1回の利用で最長6泊7日
内容	食事の提供、身の回りの世話、保育所・学校への送迎等
要件	主に次に掲げる要件を満たし、区が主催する研修を受ける必要があります。研修修了後にご家庭への訪問調査や面接を行った後、認定の可否を審査します。 ①申込者は25歳以上で心身ともに健全であること。 ②主たる養育者を補助できる成人の親族もしくは親族以外の同居者がいること。ただし、補助者がいない場合であっても、こどもを適切に養育できると認められる場合は要件を満たすこととする。 ③国土交通省の住生活基本計画の最低居住面積水準を満たし、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。 ④看護師、保育士、教員、社会福祉士のいずれかの資格を有する者。または東京都が行っている養育家庭・フレンドホームに登録している者。もしくはその他児童の養育に係る資格として区長が認めるものを有していること。 【区主催の研修】 11/11・18・25（金曜全3回）18:00～20:30 場 東陽区民館4階ホール（東陽3-1-2） ※その他、区ホームページの募集内容をご確認ください。

こども家庭支援士養成講座

保育ボランティアとして 子育て支援にご参加を

こどもの笑顔があふれるまちづくりを目指し、子育てパートナーとして応援したいとお考えの方、ぜひ受講してみませんか。講座を修了した方は、区内8か所の子ども家庭支援センター（みずべ）で行う「リフレッシュひととき保育」の保育ボランティアとして活動できます。

時 10月24日（月）～26日（水）
午前10時～正午（全3回）場 こどもプラザ4階会議室（住吉1-9-8）人 区内在住の方20人程度（抽選）費 無料

内 江東区のこども・子育て支援施策、乳幼児期のこどもの育ちと気持ちの理解、みずべリフレッシュひととき保育について、

児童家庭支援士養成講座

こどもたちの自立を サポートしよう

養育環境にさまざまな事情を抱えたこどもたちの生活や学習をサポートするボランティア「児童家庭支援士」を募集しています。養成講座を受講して活動してみませんか。

時 11月4日～12月2日の金曜（全5回）午後6時～8時半
場 東陽区民館4階ホール（東陽3-1-2）人 区内在住・陽3-1-2）人 区内在住・

内 区の子育て支援施策、こどもの気持ちに寄り添うこと、発達障害のこどもの理解、活動についての配慮と留意点ほか

起業を目指す方へ

入門 創業支援セミナー

江東区で起業を目指す方、新たに自営・独立を考えている方を対象に創業支援セミナーを開催します。創業の基礎知識や資金調達、創業計画書の書き方を学習できる集中講座です。

時 11月19日・26日（土曜全2回）午後1時半～4時半

場 産業会館2階第1・2会議室（東陽4-5-18）人 区内在住・在勤で、創業を考えている方20人（抽選）費 無料
内 創業に対する考え方、資金調達方法や計画書の書き方、創業者としてのあり方など
師 鈴木美穂子（江東区経営相

ほか
師 区児童相談・養育支援担当課長、子ども家庭支援センター長、瀬川未佳（臨床心理士）ほか
時 10月14日（金）
申 10月7日（金）から電話で
☎（3699）4871
FAX（5665）4780



時 10月21日（金）必着
申 10月5日（水）から往復はがきに①講座名②氏名③住所④電話番号⑤年齢⑥資格⑦職業⑧応募動機を記入し、〒136-007南砂3-14-1101南砂子ども家庭支援センターへ
内 南砂子ども家庭支援センター
時 午前10時～午後5時
☎（5617）7772
FAX（5617）7773

談員・中小企業診断士
時 10月14日（金）
申 区ホームページ、電話またはファクス、メールに①セミナー名②氏名（ふりがな）③住所④電話番号⑤メールアドレス⑥創業予定の業種を記入し、経済産業振興係へ
☎（3647）2332
FAX（3647）8442
e sangyou-k@city.koto.lg.jp